（死亡一時金の裁定の請求）

第十六条　法第二十条の規定による死亡一時金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。

一～六　（略）

２　（略）

（農業者年金証書の交付）

第十七条　基金は、法第二十条の規定により年金給付に係る受給権を裁定したとき又は法第二十八条の二の規定により農業者老齢年金の給付に係る受給権を裁定し支給しようとするときは、次に掲げる事項を記載した農業者年金証書を作成し、これを受給権者に交付しなければならない。

一～三　（略）

（削る）

（年金給付の過誤払による返還金債権への充当）

第十九条　（略）

（七十五歳到達時の支給を受ける者の届出）

第二十条　法第二十八条の二の規定により農業者老齢年金の支給を受ける者は、七十五歳に達したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に、特例付加年金に係る受給権者以外の者にあっては農業者年金被保険者証を添え、これを基金に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　農業者年金被保険者証の記号番号（特例付加年金に係る受給権者にあっては、農業者年金証書の記号番号）

三　農業者老齢年金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する金融機関

（農業を営む者でなくなる日）

第二十一条　令第三条第一項第一号（令附則第二条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農業を営む者でなくなる日として農林水産省令で定める日は、その者が次の各号のいずれにも該当することとなる日とする。

一～三　（略）

２　令第三条第一項第一号ロに掲げる者についての前項第一号の規定の適用については、同号中「及び」とあるのは、「のうち第二十五条に規定する面積の農地等を除く残余及び」とする。

（特定農業用施設）

第二十二条　令第三条第一項第一号の農林水産省令で定める農業用施設は、畜舎又は温室であって残存耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第一に掲げるところによるその耐用年数から経過年数を控除した年数をいう。）が十年以上であるものとする。

（死亡一時金の裁定の請求）

第十六条　法第二十条第一項の規定による死亡一時金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。

一～六　（略）

２　（略）

（農業者年金証書の交付）

第十七条　基金は、法第二十条第一項の規定により年金給付に係る受給権を裁定したときは、次に掲げる事項を記載した農業者年金証書を作成し、これを受給権者に交付しなければならない。

一～三　（略）

（未支給給付の請求）

第十九条　法第二十二条第二項の規定による未支給給付の請求は、前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項を記載した請求書並びに次に掲げる請求書を基金に提出してしなければならない。

一　農業者老齢年金の請求の場合にあっては、第十四条第一項の規定の例による請求書

二　特例付加年金の請求の場合にあっては、第十五条第一項の規定の例による請求書

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した受給権者の農業者年金被保険者証

二　前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類

（年金給付の過誤払による返還金債権への充当）

第二十条　（略）

（新設）

（農業を営む者でなくなる日）

第二十一条　令第二条第一項第一号（令附則第二条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農業を営む者でなくなる日として農林水産省令で定める日は、その者が次の各号のいずれにも該当することとなる日とする。

一～三　（略）

２　令第二条第一項第一号ロに掲げる者及び令第三条第一項第一号ロに掲げる場合に該当する者についての前項第一号の規定の適用については、同号中「及び」とあるのは、「のうち第二十五条に規定する面積の農地等を除く残余及び」とする。

（特定農業用施設）

第二十二条　令第二条第一項第一号の農林水産省令で定める農業用施設は、畜舎又は温室であって残存耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第一に掲げるところによるその耐用年数から経過年数を控除した年数をいう。）が十年以上であるものとする。